

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

### 出発前検査の勧奨及び沖縄県等の都道府県による要請等の周知徹底について

本年7月8日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今後の政府の取組として、別添1のとおり「令和3年6月21日以降における取組」についての実施状況（7月7日時点）がとりまとめられるとともに、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添2の事務連絡3（5）において、「都道府県は、地域の事情に応じて、各知事の判断により、遠隔地からの帰省・旅行等に際して、感染防止策等を徹底するとともに、出発前又は到着地で検査を受けるよう、勧奨等を行うこと。（略）関係各府省庁及び都道府県は、これらの検査の勧奨等に関して、航空・旅行事業者等に対し、渡航者への周知・情報提供等、必要な協力の依頼等を行う」旨が示されているところです。

また、これを受け、沖縄県からは、引き続き、

- ・ 県外からの来訪（帰省を含む）について、緊急事態措置期間は自粛すること
- ・ やむなく来訪する場合は、沖縄県入域前（3日前程度から直前まで）に確実にPCR等検査による陰性判定を受けること
- ・ 来訪前に検査が受けられない場合は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港到着時にPCR検査を受検できる体制を整備しているため、受検すること

等の要請がなされております（「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」より）。

これを踏まえ、以下の事項について、改めて貴都道府県登録の旅行業者等に協力を求めていますようお願いします。

○各都道府県の要請内容や出発前又は到着地でのPCR検査等について、今後、夏休みに向けて、人の移動が活発化することに備え、広く利用者に対し、その周知・情報提供を行い、感染拡大防止への協力や検査サービスの利用を促すこと。

○特に沖縄県については、来訪自粛とやむを得ない場合の検査勧奨について、改めて、沖縄県の要請内容の周知を強化すること、及び、利用者が利用しやすい検査サービス等について、利用者に周知・情報提供を行い、要請を踏まえた対応を促すこと。

（周知方法例）

- ・ 各社トップページにおいて、検査の勧奨・検査サービスの案内や沖縄県の要請内容を掲載（要請の周知徹底）
- ・ サービス確定後のメール・web等において、検査の勧奨・検査サービスの案内や沖縄県の要請内容を掲載（要請の周知徹底）
- ・ 各種キャンペーンの案内ページ等において、検査の勧奨・検査サービスの案内や沖縄県の要請内容を掲載（要請の周知徹底）
- ・ サービスカウンター・窓口等において、検査の勧奨・検査サービスの案内や沖縄県の要請内容を掲載（要請の周知徹底）

**【添付資料】**

（別添１）「令和３年６月21日以降における取組」についての実施状況（７月７日時点）

（令和３年７月８日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ）

（別添２）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」